

市営墓地(空き墓地)の随時貸付について

申し込みについて

- 1 対象墓所 (1) 東山墓地(中区門田本町、網浜 他)
(2) 笠井山霊園(北区畑鮎)
(3) 上道墓園(東区草ヶ部)【合葬墓及び西洋式墓所のみ】
(4) みつメモリアルパーク(北区御津伊田)
(5) 瀬戸町南霊園(東区瀬戸町肩脊)
(6) 瀬戸町東霊園(東区瀬戸町万富)
(7) 瀬戸町大内霊園(東区瀬戸町大内)
(8) 灘崎納骨堂(南区北七区)
(9) 中畦墓地(南区中畦)
- 2 申込資格 (1) 岡山市に住所のある人
(2) 岡山市に住所はないが本籍のある人
(3) 岡山市に隣接する市町に住所のある人
※(2)、(3)については使用料が5割増の額となります。
※(3)隣接する市町とは、玉野市、倉敷市、早島町、総社市、吉備中央町、美咲町、久米南町、赤磐市、備前市、瀬戸内市、香川県小豆郡土庄町です。
- 3 申込方法 市営墓地墓所使用許可申請書に、申請者の住民票(本籍地と筆頭者の表示があるもの)を添えて、それぞれの墓地ごとに定められた課へ提出してください。

※ 最新の空き状況等は、担当課へご確認ください。

【問い合わせ先・申込先】

＜東山墓地・笠井山霊園・上道墓園の使用申込＞

市民生活局 生活安全課 墓地管理係 電話：086-803-1277

＜みつメモリアルパークの使用申込＞

北区役所御津支所 総務民生課 電話：086-724-1111

＜瀬戸町南霊園・瀬戸町東霊園・瀬戸町大内霊園の使用申込＞

東区役所瀬戸支所 総務民生課 電話：086-952-1112

＜灘崎納骨堂の使用申込＞

南区役所灘崎支所 総務民生課 電話：086-363-5201

＜中畦墓地の使用申込＞

興除地域センター 電話：086-298-3131

- 4 支 払 申し込み後、使用料ならびに管理料（東山墓地、中畝墓地を除く）の納付が必要となります。
使用料は使用許可申請時の1回のみ、管理料は5年ごとに、5カ年度分を前納いただきます。
使用料及び管理料は、申請者に後日納付書を送付しますので、納付書に定める期限内に納付してください。
期限内に使用料及び管理料が納付されない場合、申請を無効とします。
なお、各墓地の使用料と管理料は別に記載しています。
- 5 使 用 使用料及び管理料の入金確認後、墓地使用許可証を郵送します。
ご自身が墓所の使用者であることを証するものであり、墓石等の建立や市営墓地に係る諸手続きに必要ですので、大切に保管してください。

墓地の貸付注意事項

- 1 土地は市有地ですが、土地の所有権を移転（売買）するものではありません。したがって、許可後も土地の所有権は市に帰属します。
- 2 使用料は、墓所を未使用（＝墓石等の建立が一切なされていない状態）の場合のみ、東山墓地、中畝墓地を除き、納入された使用料を半額払い戻します。
- 3 管理料は、5年分を前納していただきます。なお、管理料は、管理費用の増加や消費税率の改定により、増額することがあります。
- 4 一度申請を受理した墓所の変更や交換はできません。申請される前には、現地の下見を行われるなど、十分にご検討をお願いいたします。
- 5 使用料及び管理料を納入した後に、申請を取り下げることにはできません。また、使用決定がなされた墓所の変更もできません。

使用許可後の注意事項

- 1 使用許可を受けた墓所及びその周辺の清掃を行い、墓地の環境維持に努めてください。(※岡山市営墓地条例(以下「条例」という。)第13条)
- 2 墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
なお、現使用者の親族に限り、生前・没後を問わず、権利を承継することができます。
- 3 墓所に埋葬又は埋蔵ができるものは使用者又はその親族に限ります。
ただし、縁故者であって他に引受人のないもので市長の許可を受けたときは、この限りではありません。
- 4 囲障設置及び墓石建立等に係る業者の指定はありません。また、建立時期の制限はありません。
- 5 墓所内は使用者が管理することになります。墓所内で起こった墓石の沈下、傾きなどについて、岡山市では対応しません。建立の際には基礎工事を十分施工してください。
- 6 ごみ置き場には、供花類・草以外は捨てないでください。また、果物・ビン・缶などのお供え物はお持ち帰りください。カラスや野犬が食べ散らかし苦情の原因となります。
- 7 次の行為は禁止されています。(※条例第17条)
 - (1) 施設をき損し、汚損し、又は滅失する行為
 - (2) 許可なく土地の形質を変更する行為
 - (3) はり紙若しくは立札をし、又は広告その他これに類するものを表示する行為
 - (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
 - (5) その他墓地の管理上支障があると認められる行為
- 8 使用許可後、事前に許可等が必要なものは次のとおりです。
 - (1) 墓石の建立等をする場合「工作物等設置・改造許可申請書」
 - (2) 納骨する場合「死体埋火葬許可証(火葬済証)」
 - (3) 住所等の変更「市営墓地墓所事項変更届」
 - (4) 名義の変更(死亡による承継含む)「市営墓地墓所使用承継許可申請書」
 - (5) 墓所からお骨を他のお墓等に移す場合「改葬許可申請書」
 - (6) 墓所からお骨の一部を他のお墓等に移す場合「分骨証明」
 - (7) 墓所が不要となり市へ返還する場合「市営墓地墓所返還届」
※返還とは、現在設置してある墓石、囲い及びお骨等を全て撤去していただき、従前の形態にすることをいいます。
- 9 市営墓地は、岡山市営墓地条例及び同施行規則に基づき管理していますが、改正がなされた場合には、改正後の条例等が適用となります。

使用許可の取消(条例第18条)

次の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- 1 使用者が墓所を本来の目的以外に使用したとき。
- 2 使用者が墓所の使用権を他に転貸し、又は譲渡したとき。
- 3 使用者が許可を得ないで墓所内に工作物を設置したとき。
- 4 法令又は条例に基づく市長の指示に違反したとき。
- 5 偽りその他不正な手段により、墓所の使用許可を受け、又は使用料若しくは管理料の徴収を免れたとき。
- 6 管理料を5年間以上にわたって納付しないとき。

各墓地の使用料及び管理料

各墓地のひと区画当たりの使用料及び管理料は区画ごとに異なります。

また、本市に住所を有しない方の使用料は、下表に掲げる額の5割増の額です。

詳しくはお問合せください。

墓地名称	使用料	管理料（5年度分）
東山墓地	1 m ² あたり 10 万円から 15 万円	—
笠井山霊園	178,800 円（6 m ² ）から 596,000 円（20 m ² ）	15,600 円（6 m ² ）から 52,000 円（20 m ² ）
上道墓園（合葬墓） （一体当たり）	10,000 円	—
上道墓園 （西洋式墓所のみ）	400,000 円（5 m ² ）	20,750 円（5 m ² ）
みつメモリアル パーク	215,000 円（4 m ² ） 323,000 円（6 m ² ）	20,800 円（4 m ² ） 31,200 円（6 m ² ）
瀬戸町南霊園	350,000 円（6 m ² ） 500,000 円（9 m ² ）	31,200 円（6 m ² ） 46,800 円（9 m ² ）
瀬戸町東霊園	350,000 円（6 m ² ）から 500,000 円（9 m ² ）	31,200 円（6 m ² ）から 46,800 円（9 m ² ）
瀬戸町大内霊園	200,000 円（3 m ² ） 350,000 円（6 m ² ）	15,600 円（3 m ² ） 31,200 円（6 m ² ）
灘崎納骨堂 一室当たり	200,000 円	10,450 円
中畦墓地	1 m ² あたり 2 万円	—